

## 令和3年度第2回 山田町家賃支援給付金事業のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、長期化により経営が悪化し、土地又は建物の賃料負担が重くなっている中小企業者に対し、固定費を軽減し、事業継続を支援する目的で、家賃支援給付金の給付を実施しますのでお知らせします。

### ○ 給付対象者

飲食業、小売業、食料品製造業、繊維工業、情報サービス業、道路運送業、卸売業、保険業、不動産賃貸業、宿泊業、サービス業洗濯・理美容業、娯楽業、医療業、社会保険・福祉・介護事業、自動車整備業等を営む事業者で、令和3年11月から令和4年1月の間の一月の売上が前年同月又は前々年同月と比較して30%以上減少している事業者。

※対象業種についてご不明な方は、事前にお問い合わせください。

※新規創業者は別途ご相談ください。

### ○ 給付対象経費

事業者が申請日の前1か月以内に支払った家賃

### ○ 給付額

給付対象経費の1/2に3を乗じた額を給付する。

ただし、1事業所ごとに30万円を限度とする。

### ○ 申請受付

受付期間 令和3年12月1日(水)から令和4年2月28日(月)

受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

申請場所 山田町役場2階 水産商工課窓口(山田町八幡町3番20号)

### ○ 申請書類

①申請書、②事業を行っていることが確認できる書類(営業許可証の写し、令和2年分確定申告書写し等)、③家賃確認書類(契約書等)、④家賃を支払ったことが確認できる領収書等、⑤振込口座通帳の写し、⑥本人確認書類、⑦委任状(代表者本人が申請できない場合のみ)

※以前にも同様の給付金を申請し、受給している事業者は、内容に変更がなければ、②、③、⑤、⑥については提出を省略できます。

※申請書は町水産商工課で配布しているほか、詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 山田町水産商工課 内線226, 228